

広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十四号

##### 広島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

広島県漁港管理条例施行規則（昭和四十年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「五日市漁港」を「及び五日市漁港」に改め、「美能漁港、畑漁港、深江漁港及び柿浦漁港」を削る。

##### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。